

第196回国会 衆議院文部科学委員会議事録第13号 平成30年5月23日

○富岡委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主党・市民クラブの日吉雄太です。

本日は、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。時間も限られておりますので、早速質問に移らせていただきます。

本日の案件であります、文部科学省設置法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生本部において、東京一極集中の是正として、政府関係機関の地方への移転が議論され、文化庁が京都へ移転ということになったわけではありますが、なぜ文化庁に白羽の矢が立ったのか、その経過と目的、並びに、京都移転によって文化行政に明るい未来が見えるかどうか、林大臣の御所見をお願いいたします。

○林国務大臣

この京都移転ということですが、平成二十八年三月に、今お触れいただきましたように、まち・ひと・しごと創生本部決定で、政府関係機関の移転基本方針というのが決まりまして、国会対応等の業務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、新たな政策ニーズに対応するための機能強化を図りつつ、全面的に移転するということが決定したところでございます。

文化庁の京都移転には、まずやはり、中央省庁初の地方移転ということで、東京一極集中の是正とか地方創生などへの期待があると考えております。

また、特に、京都でございますので、文化財が豊かで、伝統的な文化が蓄積しているこの京都へ移転することによって、文化財を活用した観光振興ですとか、観光客向けの効果的な文化発信、生活文化の振興に関する企画立案能力の向上、そして、こうした先進的な取組を今度は全国的に波及させるなど、我が国の文化行政のさらなる強化を図る上で意義があるものと考えておるところでございます。

なお、文化庁の機能強化や京都への移転に必要な体制の確保に当たっては、これまで政府方針で示されているとおり、過度な費用の増大や組織肥大化とならないよう、効率的、効果的なものになりますように取組を進めてまいりたいと思っております。

○日吉委員

なぜ他の省庁ではなくて文化庁がというところが少しちょっとわかりにくかったんですけども、京都移転についてお伺いいたします。この京都移転のこの判断は、文化庁としまして、非常によい決定であったと快く承諾したということかどうかというようなことで、大臣が、メリットとしまして観光振興等を挙げられておりましたが、その反面、一方で、無駄が生じるとかデメリット等も間々

あると思います。

このデメリットという観点から、今回の京都移転について、この決定が妥当であったかどうかというのを御答弁いただけますでしょうか。

○中岡政府参考人（文化庁次長）

お答え申し上げます。

京都移転につきましては、既に昨年四月から、地方文化創生本部という先行移転の取組を進めておりますけれども、これまでの過程で、さまざまなメリットがあった反面、例えば緊急対応を要するような対応につきまして課題があるというような事例もあったわけでございます。

こういったことにつきましては、これから、平成三十三年、遅くとも平成三十三年までに本格移転をするということでございますので、それまで、ことしの十月以降、新たな新文化庁の体制を持ちまして、更にシミュレーションをいたしまして、そういったデメリットが克服できるようにしたいというふうに思いますので、そういったメリットというものを生かしつつ、デメリットをなくすという努力を我々としてはしていきたいというふうに考えております。

○日吉委員

無駄というようなところからデメリットをなくす、こういった対応をしっかりとさせていただきたいなと思っております。

そして、今回の文化庁の京都移転は平成三十三年までに完了するというお話をいただきましたが、このスケジュールどおりに実際に移転を完了しなければなりません。そして、新たな業務を始めていく、こういうことになります。

京都での新しい庁舎が、現在の京都府警察本部を改装して使用すると伺っております。また、今回の京都移転に伴って異動する職員は二百五十名に及ぶ、このようにも聞いております。

多くの職員の異動等に向けた取組も必要になってまいります。期限内にこの移転を完了しなければならないという中で、このプロセス、どのように進んでいくか、ある程度具体的にお伺いいたします。

○中岡政府参考人（文化庁次長）

お答え申し上げます。

具体的なこれからのスケジュールでございますけれども、大枠で決めておりますのは、昨年七月の文化庁移転協議会の取りまとめにおいてでございます。

既に指摘をいただいておりますけれども、文化庁本庁の職員数におきましては、全体の七割を前提にいたしまして、京都府、京都市を始めとする地元の協力も得ながら、二百五十人程度以上を見込むということでございます。

そういった方々をしっかりと収容できる庁舎といいますものをこれから整備していただくということになるわけでございますけれども、先ほどお話ございましたように、この移転先といたしましては、京都府の警察本部本館になるということでございます。

京都府が京都市などの協力を得まして、この本館の耐震化を含めた改修、増築を行うこととされ

ております。

今年度、来年度に実施が予定されております設計を経て、遅くとも二〇二一年度中の本格移転を目指すということになるわけですが、その過程で、こういった設計費あるいは建築費等の負担につきまして、どういうふうに負担割合を決めていくのかというようなことも解決していきなさいいけないということでございます。

文化庁といたしましては、引き続き、本格移転までに、京都府、京都市や、関係省庁などの関係方面と連携協力しながら、着実に調整を進めていきたいというふうに考えております。

○日吉委員

スケジュールどおり進むように、着実に進めていっていただきたいと思います。

続きまして、芸術に関する教育の基準の設定に関する事務は、これまで文部科学省本省が所管してきたものでありますが、今回文化庁に移管されます。この移管の趣旨と効果についてお伺いしたいと思います。

学校現場における人材の育成やトップレベルの芸術家の育成など、今までどおりの文部科学省の所管よりもよりよくなるとの判断からこのような移管が行われることと思いますが、その理由を具体的に御答弁いただけますでしょうか。

○中岡政府参考人（文化庁次長）

お答え申し上げます。

現行制度におきまして、学校における芸術に関する教育は文部科学省本省が、子供たちに対する文化芸術の振興や普及、トップレベルの芸術家育成は文化庁が担当しております。

文化庁の持つ文化芸術振興施策の知見や芸術関係者等のネットワークというのが、文化庁は持つておるわけですが、学校教育においてこれまでは十分に活用されていないとの課題が指摘されてきたところでございます。

今般の改正によりまして、文化芸術にかかわります人材育成の充実に加えまして、学校における芸術に関する教育の充実の観点からも、文化庁が担ってきた知見や文化芸術団体のネットワーク等を今まで以上に活用するということによりまして、生活や社会の中の芸術文化と豊かにかかわる子供たちの資質、能力を更に高めるといえることができると考えております。

それが文化芸術の新たな担い手の育成にも資するものということでございまして、そういう観点から、この芸術教育を文化庁の方で所管するという事になったということでございます。

○日吉委員

より効果の出るように、着実に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、加計学園問題について少しお伺いをさせていただきます。

同僚の山本議員が先ほど質問をさせていただきましたけれども、愛媛県が参議院予算委員会に提出した文書について少しお伺いをいたします。

この文書、愛媛県が作成した文書なんですけれども、これは公文書だと思うんですけども、この見解につきまして林大臣にお伺いいたします。公文書ということよろしいでしょうか。

○林国務大臣（文化庁次長）

ちょっとお尋ねをいただいておりますので、公文書かどうかについては、ちょっと私、正確には把握をしておらないわけでございます。

愛媛県の職員の方のメモというような位置づけである、それが個人的に持っておられたということであると公文書になるのかならないのか、そこは、ちょっと済みません、手元に確たるものは持ち合わせておりませんので、答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○日吉委員

これは愛媛県で作成された正式な文書だというふうに考えております。

先ほど、大臣、その内容についてはコメントを差し控える、事実関係がわからないとおっしゃっていましたが、この文書自体は公文書だと思うんですけども、これを、コメントを差し控えられるというのは、ちょっとどういう感じなのかなというところがよくわかりませんので、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○義本政府参考人（高等教育局長）

お答えいたします。

一般論ではありますけれども、職員が作成し組織的に共有されたものを公文書として扱っておりますので、大臣が先ほど答弁いたしましたように、作成者が私どもじゃなくて愛媛県ということでございますが、それを作成し国会の方に提出されて公表されているということでございますので、外形を捉えれば公文書の形になるんじゃないかと思いますが、ただ、作成者は私どもではございませんので、大臣が先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

○日吉委員

そうしますと、外形的に公文書というお話ですので、基本的には、その内容の信憑性は高い、このように考えてよろしいんですね。

○義本政府参考人（高等教育局長）

お答えいたします。

その内容につきましては、相手方に確認をとったということであるかどうかについても私どもは承知していませんので、事実関係について信憑性があるかどうかについては、私どもとしては答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

○日吉委員

そうしますと、一般論として、公文書、これは信憑性が高い、こういうことでよろしいでしょうか。

○義本政府参考人（高等教育局長）

お答えいたします。

中身の事実かどうかという問題と外形的に公文書であるかというのは別の観点ではないかと思えますので、その中身についてのコメントは差し控えたいと存じます。

○日吉委員

一般論でお伺いしたところでございまして、その中身、いろいろあると思いますけれども、基本的に、公文書を信頼して行政は進んでいくと思うんですけれども、そういうことでよろしいですね。

○義本政府参考人（高等教育局長）

一般論でございますけれども、あくまで公文書というのは、そういう性格を持って作成して、お互いの信頼関係に基づいてできているものだと理解しております。

○日吉委員

そうすると、場合によっては、公文書、信憑性がない、間違っている、こういうこともよくあるということでしょうか。

○義本政府参考人（高等教育局長）

先ほど申しましたように、性格としては、あくまでも内部での個人のメモとして職員が作成したものでございますので、相手方の確認をとったものではないというふうに理解しておりますので、その中身をとってみれば、場合によっては事実と異なる可能性があるというふうに理解しております。

○日吉委員

先に進まないのので、この件はちょっとおきまして、もう一点、利害関係についてお伺いをさせていただきます。

加計学園の利害関係問題を検討するに当たりまして、参考のために、公正な判断をしなければならぬ立場の人が職務を遂行する上で利害関係を有する場合の取扱いについて、特に配偶者との関係で、法務省、金融庁、警察庁に幾つか質問をさせていただきます。

まず、法務省にお尋ねします。

裁判では裁判官の除斥という制度があります。裁判の公正さを失わせるおそれがある場合に、当該裁判官を裁判から除外する仕組みです。

民事訴訟法第二十三条には、裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき、当該裁判官は除斥されると規定されております。

それでは、検察官についてお伺いいたします。仮に、検察官の配偶者が起訴対象者が経営する法人の役員や従業員である場合、当該検察官は当該事件に携わることができるのでしょうか。

○加藤政府参考人（法務省刑事局担当審議官）

お答えを申し上げます。

検察官の場合は、今御指摘にありましたような除斥といったような制度はございませんので、お尋ねのような場合にその職務の遂行が禁じられるという法律上の規定はございません。

また、利害関係といっても、個別の具体的な事案によってその内容、程度といったものはさまざまでございますので、お尋ねに一概にお答えすることは困難なのでございますが、一般論として申し上げますれば、事件関係者等からその職務の公平性に疑いを抱かれないように、その事件にかかわらないことも含めて適切に対応することになるというふうに考えております。

○日吉委員

今のお話ですと、個別のケースによるということですが、少なくとも、利害関係の有無を調査し、公正な判断が行えないということであれば当該検察官は当該事件を担当できない、こういうふうな理解をいたしました。

次に、企業の監査を担当する公認会計士の利害関係について金融庁にお伺いいたします。

公認会計士の配偶者が監査を受ける会社の役員又は従業員である場合、当該公認会計士は当該会社の監査を行うことはできますか。

○古澤政府参考人（金融庁総務企画局審議官）

お答え申し上げます。

御指摘の公認会計士による監査につきましては、専門家としての独立した立場において財務書類等

の信頼性を確保することを目的とする制度でございます。

このため、公認会計士法において、公認会計士は、本人又はその配偶者が役員等である会社の財務書類等について、監査証明業務を行ってはならないとされているところでございます。

○日吉委員

ありがとうございます。

配偶者が監査を受ける会社の役員や従業員である場合、当該公認会計士は、公正な監査判断が行えないおそれがあることから、監査を行うことができないよう定められております。

次に、警察庁にお尋ねいたします。

捜査官の配偶者が捜査の対象となっている法人の役員又は従業員である場合、当該捜査官は、当該捜査対象となっている法人の捜査を行うことができますか。

○大賀政府参考人（警察庁）

警察におきましては、警察官が、被疑者、被害者その他事件の関係者と親族その他特別の関係にあるため、その捜査について疑念を抱かれるおそれのあるときには、当該警察官を当該捜査に携わらせないようにしてございまして、犯罪捜査規範第十四条にこの旨を規定しているところでございます。

○日吉委員

ありがとうございます。

当該関係が捜査に支障を来さないかどうか、捜査の公正性を害さないかどうかを判断して、利害関係者、配偶者が関係する事件には当該捜査官は関与をしない、こういうふうなお答えをいただきました。

では、内閣府にお尋ねいたします。

以前の本委員会で、加計学園の獣医学部新設の認定に当たっては、国家戦略特別区域諮問会議のメンバーと加計学園との間に利害関係が存在することで、公正な判断が阻害されるようなことがあってはならない旨指摘させていただきました。一定の利害関係が存在する諮問会議メンバーは、認定の判断過程に加わることはできません。

今、法務省、金融庁、警察庁から、公正な判断を下すことを職責とする人がその職務を全うする上で規制される利害関係についてお話を伺いました。配偶者との関係で厳しく利害関係が制限されていることがわかります。

国家戦略特別区域諮問会議の議長である安倍総理の御夫人が、加計学園の運営する御影インターナショナルこども園の名誉園長に就任されていましたが、このようなケースは、関係の深さは別にしても、一義的には利害関係にあるということによろしいですね。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

何度か御説明しましたが、国家戦略特区のプロセスは、政府だけでなく、第三者である民間有識者が主導する諮問会議やワーキンググループで、議事もルールにのっとって全て公開するなど、オープンな形で行う透明性の高い仕組みでございまして、総理という言及がございましたけれども、国家戦略特区諮問会議の議長として恣意的に運用する余地はございません。

その上で、でございますが、諮問会議のメンバーで合意の上決めていただいております諮問会議の議事運営規則では、直接の利害関係を有する議員を審議及び議決に参加させないことができるとされているというのは、もう先生にも御承知をいただいているところだと思います。これにつきましては、改めて確認をいたしましたけれども、みずからが経営していたり役員となっている会社が特区の事業認定を受ける場合などを想定したものであるということでございます。

お尋ねが一般論ではなく個別の事案であるということでもございましたが、今回の獣医学部新設の案件では、国家戦略特別区域法第八条第二項第二号の実施主体は学校法人加計学園でございます。

その役員につきまして、広く公開されているところ、確認をいたしました。特区諮問会議の関係者はそこには含まれていなかったというように認識をしております。

○日吉委員

今、役員ではなかったというふうなお話を伺いましたけれども、今、いろいろな方にお話を伺って、それが役員である必要は基本的にはないというふうに考えております。

例えば、総理夫人、この方は報酬をいただいていたのでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

当時、総理夫人がどのような役職をお務めであるかについては、既に質問主意書の答弁書で政府としてもお答えしているとおりでございますが、夫人の私的な行為に関するものでございまして、政府としてその関係を正確に把握する立場にございません。以上でございます。

○日吉委員

例えば、加計学園から、名誉園長としての報酬を、仮にですよ、百万円月額差し上げます、ですから、総理にちょっと口添えしていただけませんか、こういったこと、こういった危険がやはり利害関係になると思います。ですので、報酬を受けているか、受けていないかといったことも当然調査をしておく必要があると思うんですけれども、この調査は行われましたでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答え申し上げます。

先ほども触れさせていただきましたとおり、政府としての公式見解として、質問主意書の方で、夫人の私的な行為ということで、把握する立場にないということで御答弁をさせていただいているところでございます。

この答弁との整合性も含めて、御指摘の点については、もう一度持ち帰って確認をまいります。

○日吉委員

仮に報酬の有無を調査していないということであれば、利害関係があったか、ないかというような、手続上の重要な不備があるのではないかなというふうに考えるところでございます。

そしてもう一つ、利害関係のあるメンバーをこの会議から除外することができるというような規定がございました。この認定の判断プロセスから除外するということですが、これは、利害関係のあるメンバーを除外しなくてもよいという意味ではなくて、利害関係のあるメンバーがそのまま会議に参加することを防ぐための規定というふうに考えております。

つまり、利害関係があれば、当然、当該メンバーは除外されなければならないというふうに解釈できると思うんですけれども、そのあたりの解釈を教えてください。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

国家戦略特区諮問会議の議事運営規則により、その決定により、直接の利害関係を有する議員を参加させないことができるとしているのは、本人の意思にかかわらず、会議の意見として特定の議員を審議に参加させないことができるという趣旨では極めて重い。本人が言い出すかどうかだけではない、他の議員の指摘をするケースもございまして、これは会議として合意をすべきことという、そこをしっかりと見るようにという意味で、会議御自身がみずからそういう運営規則を決められた、こういうふうに承知をござい

す。

ただ、今回の件に関して申し上げれば、その件も含めまして、異議なく、一月二十日のくだんの区域会議の認定につきましては、諮問会議としては了承しているということが合意をされてございますので、このプロセス自身については法律に基づいて問題はないものというふうに理解をさせていただきます。

○日吉委員

そこでの合意がされたというようなお話がございました。問題がなく進んだというふうにお話しいただきましたけれども、その際に、安倍総理夫人が加計学園の名誉園長をしている、こういう事実を踏まえ、それで、報酬をいただいていたか、いただいていたか、こういう事実を踏まえた上で、それでも利害関係がないから総理をこの意思決定過程から外さなくてもいい、こういう結論を出したということですか。そういう検討をしっかりとされたのでしょうか。

○村上政府参考人（内閣府地方創生推進事務局・審議官）

お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、諮問会議の議事運営規則で、「直接の利害関係を有する議員を、審議及び議決に参加させないことができる。」の「直接の利害関係」としては、みずからが経営していたり役員となっている会社が特区事業認定を受ける場合などを想定したものであるということでございます。

これに照らせば、今回の獣医学部の新設の件では、公開されているところで確認できる限り、諮問会議関係者がそうした役員等に該当はしていないというふうに認識しておりますし、それを前提に、当時も御判断を全体としていただいたのではないかと、このように考えてございます。

○日吉委員

加計学園問題というのは、総理の友人が理事長を務めている、そして総理の夫人が加計学園グループの名誉園長をしている、こういった利害关系的な要素を受けて、国民の皆様が物すごく疑問に思っているわけです。

だから、あらかじめ、こういったことが起きないように、総理がそのメンバーから除外されていなければならなかった、こういうことだと思っております。

ですので、その会議において、しっかりと利害関係の有無を把握した、調査した上で、会議として、総理には、そこからその決議には参加しない、こういう手続が行われていなければいけなかった。しかし、それが行われていなかったため、今回の手続には大きな不備があるというふうに考えております。

この点につきまして、林大臣、加計学園の獣医学部設置を認可されました大臣としまして、御所見、お考えをお伺いできますでしょうか。

○林国務大臣

戦略特区に関する話は内閣から答弁があったとおりで、こういうふうに思っております。

国家戦略特区のプロセス、それから、それを受けての申請、受けての設置審でのプロセス、ともにしっかりとした手続を踏んで行われたものだという認識を再々申し上げてきておりますが、その認識は今でも変わっておりません。

○日吉委員

いろいろなケース、利害関係のケースを御紹介いただきました。その中で、やはり当事者だけではなく、その配偶者についても非常に制限されている、こういったところが社会の至るところであるわけです。

この諮問会議におきましても、獣医学部新設という認定を行うに当たりましては、非常に公正性が求められているところでございます。そういった意味で、利害関係の調査が不十分であった中で、この認可が適切であったという御答弁は非常に残念に思っているところでございます。

時間がなくなりましたので、質問は終わらせていただきます。フットボールの件、ちょっとお伺いしたかったですけれども、申しわけございませんでした。ありがとうございました。